

**令和 8 年度
札幌市映像制作を通じた
コンテンツ産業振興補助金**

公募要綱

補助金は、主に下記を目的に運営しています。

札幌市内のコンテンツ産業振興

- ・札幌市におけるコンテンツ制作の促進
- ・国内外の作品に市内映像事業者が参画することによる市内コンテンツ産業の発展、人材育成
- ・札幌市内の映像産業従事者が業界最前線の現場を市内で経験する機会の創出

作品活用による波及効果

- ・撮影に伴う消費の喚起、コンテンツの活用等を通じた関連産業の発展
- ・業界最前線の制作を行う事業者の撮影誘致
- ・本補助金で制作された作品を活用することによる、次の撮影誘致
- ・本補助金で制作された作品を活用することによる、シビックプライド醸成、観光誘客、移住定住の促進、シティプロモーション、ブランディング等に繋げること

補助対象事業の定義

映画	ドラマ	ドキュメンタリー	その他財団理事長が認めるコンテンツ形式
----	-----	----------	---------------------

補助対象事業の要件

- 1 実写映像コンテンツの撮影、若しくは編集等を含めた制作業務が行われるもので、札幌市に経済効果やPR効果をもたらす、札幌市のコンテンツ産業の発展に資すると理事長が認めるもの。
- 2 制作する実写映像コンテンツが下記の要件すべてを満たしているもの。
 - ・ 札幌市内で7日間以上撮影が行われるもの。
 - ・ 完成した作品の実尺が60分以上であるもの。
 - ・ 札幌映像撮影コーディネーター認定者を補助対象事業の中でコーディネーター業務として従事させているもの
- 3 制作する実写映像コンテンツが、広く一般にテレビ・映画館・インターネット配信プラットフォーム等の媒体で放映・上映・配信が決定しているもの。
- 4 上記の規定にかかわらず、下記のいずれかに該当する場合は補助対象事業としない。
 - ・ 制作する実写映像コンテンツの内容が宗教的又は政治的な宣伝意図を有するもの。
 - ・ 制作する実写映像コンテンツの内容が、過激な暴力行為、性的描写を主にする等、公序良俗に反するもの。

補助対象者の要件

- 1 要綱第4条第1項に定める実写映像コンテンツを制作する国内に所在する団体で、次の各号のいずれかに該当し、適正な会計管理が可能で、補助対象事業の実施を担保できるものとする。
 - (1) 日本の法令に基づき設置された法人格を有する企業、団体等。
 - (2) 法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体。
 - ア 定款に類する規約等を有し、その中で次のイからエについて明記されていること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。
- 2 上記の規定にかかわらず、下記のいずれかに該当する場合は補助対象事業としない。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他使用人等として使用しているもの。
 - ・ 会社更生法、民事再生法等に基づき再生又は更生手続きを行っているもの。
 - ・ 申請時において、納付すべき税金を滞納しているもの。
 - ・ 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく、参加停止措置を受けているもの。
 - ・ 各種法令等に違反している者、行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者、特定の政治、思想又は宗教の活動を行うもの。
 - ・ その他理事長が適当でないと認めるもの。

step 1

申請を担当者に相談

申請する場合は事前に担当者へ連絡をお願いします。書類も提出前に確認しますので、事前にお送りください。

step 2

申請書類を提出

期日までに書類を揃え、データにて**締切日の17時まで**にご提出ください。

step 3

審査会・交付決定

審査会でプレゼンテーションをしていただきます。この審査会で採択・不採択が決まり、採択された場合は点数により交付金額が確定します。

step 4

補助金交付決定通知

審査会で交付決定した申請者に対し、補助金交付決定通知書を発行します。

step 5

事業実施

事業の開始は交付決定日以前でも構いませんが、**交付決定日以降から令和9年2月末日まで**に発生し、かつ支払いが完了した**経費のみが補助対象**となります。

step 6

完了報告書類を提出

補助対象事業が完了次第、完了報告書及び書類一式を提出していただきます。補助対象**事業完了の翌日から60日以内**又は**令和9年3月15日までのいずれか早い日が提出期限**となりますが、直前に提出せず、作成できた書類から順次時間に余裕を持ってご提出ください。

step 7

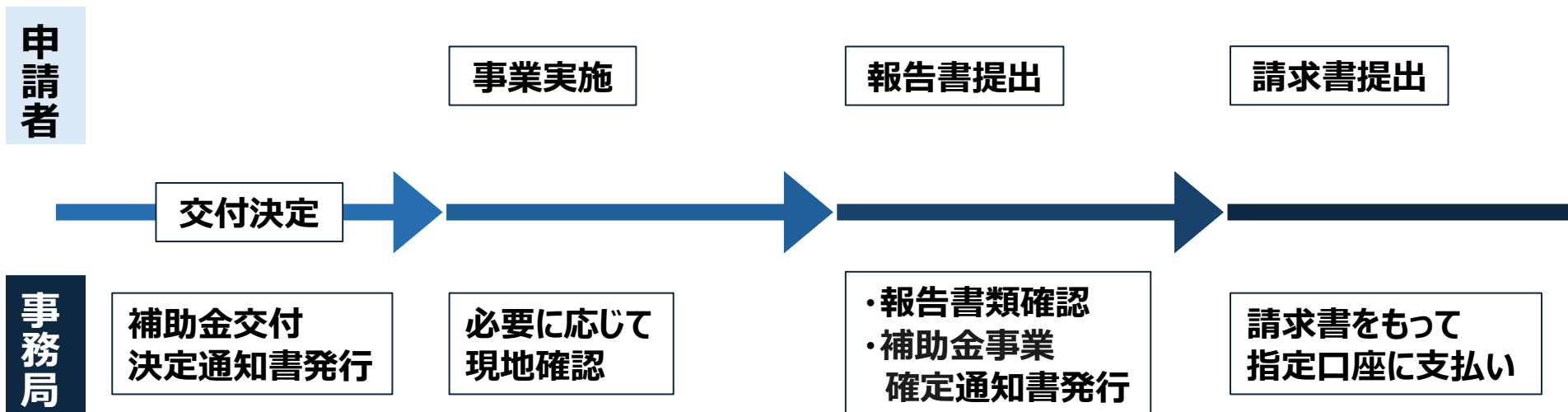
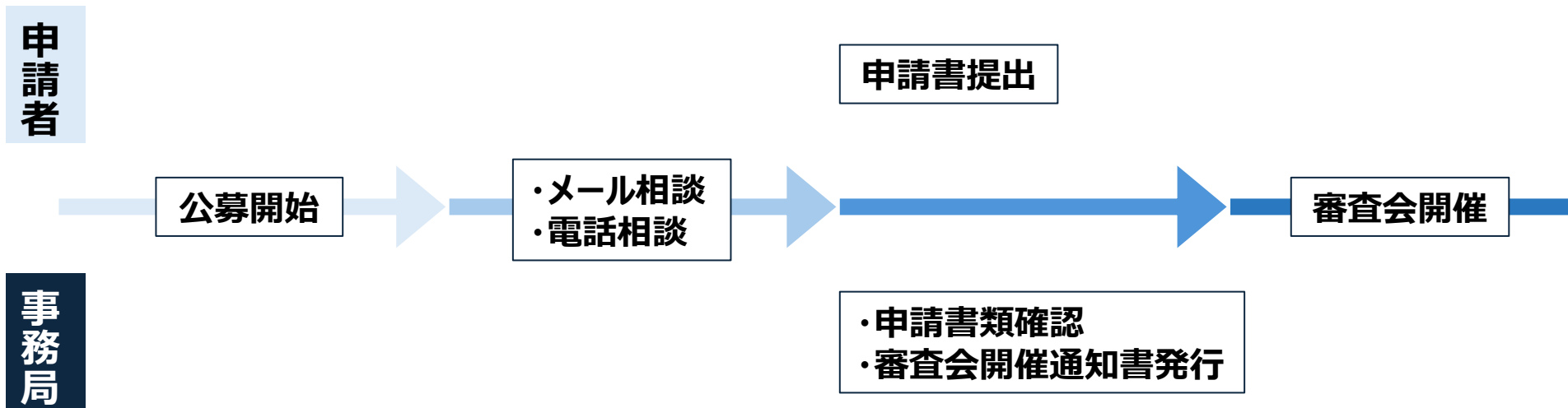
補助金事業確定通知

書類の不備や不足、提出内容に問題がないことが確認でき次第、補助金事業確定通知書を発行します。

step 8

補助金支払い

補助金事業確定通知書の発行後、補助事業者からの請求書をもって指定口座に入金します。



補助対象期間について

- 1 採択された申請者には、審査会後に補助金交付決定通知書が発行されます。
- 2 補助金交付決定通知書上の日付を開始日とし、令和9年2月28日（日）までが補助対象期間です。
- 3 補助対象経費は、補助対象期間内に発生し、支払いを終えたものが対象です。

交付決定

補助金交付
決定通知書発行

事業実施

報告書提出

通知日以降補助対象期間



補助対象期間終了日
2027年2月28日

報告書提出締切
2027年3月15日

補助金交付額の決定基準

- 1 審査委員会において、すべての委員が75点以上の採点をしたもの：1件当たり1,000万円
- 2 審査委員会において、すべての委員が65点以上の採点をしたもの：1件当たり800万円
- 3 審査委員会において、すべての委員が採点した点数の合計が、その審査委員会においての満点のうち6割以上の点数となったもの：1件当たり500万円

項目	審査のポイント	配点
市内映像産業への寄与	<p>①市内映像産業への寄与力（市内の人材と企業の活用）</p> <p>市内の映像事業者やその他映像制作に関連する事業者を積極的に活用し、支払った経費による経済効果や制作への参画機会の創出に寄与する計画になっているか。</p> <p>②市内映像事業者のスキルアップ、ネットワーク構築への寄与（撮影を通じた人材育成・協業による相乗効果）</p> <p>市内事業者だけでは実施できない規模や撮影手法を経験できる機会となるか。また、国内外の第一線で活躍するスタッフとともに制作する機会となり、市内事業者のスキルアップに繋がるかなど、撮影を通じた知見取得、スキルアップ、ネットワーク構築等の機会に繋がっているか。</p> <p>③地域への還元力（直接経済効果）</p> <p>ロケハンやロケなどのスタッフ滞在、市内企業への発注など市内消費が高いものか。</p>	45点
コンテンツ力	<p>①コンテンツ力（コンテンツの質）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外に広く、多くの人に見られる魅力的なコンテンツの内容になっているか。 ・コンテンツのクオリティを担保する座組みが組まれているか。（キャスト、スタッフ、制作会社、過去の制作実績 等） <p>②コンテンツの宣伝力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外に広く、多くの人に見られるための手段をとっているか。 ・視聴に結びつけるための工夫や宣伝手法を予定しているか。 	25点
シティプロモーションへの寄与	<p>①作品のポテンシャル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌のシティプロモーションとして活用できる素材がコンテンツの中に描かれており、札幌市と親和性の高いコンテンツになっているか。 ・コンテンツには描かれていないが、その周辺にシティプロモートとして活用できる要素を置こうとしているか。 <p>②コンテンツの宣伝力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市のシティプロモーションに対して積極的であるか。また、札幌市への協力に対し、内部でコンセンサスをとっているか。 ・提供可能な素材やシティプロモーションに対する協力の内容が魅力的かつ期待感のあるものか。 	20点
補助金活用による効果・事業実行能力	<p>①補助金活用による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単なる制作費等の補填ではなく、補助金活用による補助金目的に対する効果の増大が期待できるか。 <p>②コンテンツの宣伝力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市のシティプロモーションに対して積極的であるか。また、札幌市への協力に対し、内部でコンセンサスをとっているか。 ・提供可能な素材やシティプロモーションに対する協力の内容が魅力的かつ期待感のあるものか。 	10点

補助対象経費（全額補助対象）

・施設使用料・許可手数料	札幌市所有・所管施設（貸施設・公園等）
・人件費	札幌映像撮影コーディネーター認定者

補助対象経費（1/2補助対象）

・施設使用料・許可手数料	札幌市所有・所管以外の施設・道路使用許可申請等
・人件費	監督、演出、カメラマン、照明技師、録音技師、助手、デザイナー、ヘアメイク、スタイリスト、ロケーションコーディネーター、警備員、ドライバー、編集者、CG技術者、アニメーション制作者、音楽家等の映像制作関係者、その他映像コンテンツの制作・編集に関わる人員への経費
・謝礼費	出演者、出演エキストラ、声優等（1人1日 上限50,000円）
・機材費	機材等レンタル費
・車両費	ロケバス・劇用車・制作車・運搬車両等のレンタル費、タクシー代等
・宿泊費	映像制作関係者の宿泊費（1人1泊 上限15,000円）
・札幌市内への往復旅費	理事長が必要と認める区間の航空賃（国内線）1人片道 上限30,000円 理事長が必要と認める区間の航空賃（国際線）1人片道 上限150,000円 理事長が必要と認める区間の航空賃以外の旅費（電車代等）1人片道上限30,000円
・その他経費	撮影の為に使用した車両の駐車代・高速代、撮影に必要なセットや足場の制作費、撮影に係る保険料、撮影で使用したインサート素材費、撮影で使用した美術レンタル費、撮影で使用した衣装レンタル費、撮影された映像内で使用するライブラリー映像使用料、出演したエキストラへのノベルティ制作費、劇用犬やその他動物等の出演料、撮影に係る除雪費用、その他理事長が必要と認める費用

補助対象経費について

- 1 補助対象経費は、事業を遂行するうえで必要かつ適切と判断した経費のみを対象とします。
- 2 補助対象経費は、その事実を証明可能な経費のみを対象とします。
- 3 下記に該当する事業者への支払いが対象経費となります。
 - (1) **札幌市内に本店を有する事業者**への支払い（個人事業主は札幌市内に住所を持つ者）
上記に該当する事業者への支払いであれば、札幌市外の支店・営業所・店舗・オンライン決済等で支払った経費も対象です。
 - (2) 札幌市内に本店はないが、**市内に支店、営業所、店舗を有する事業者への支払い**
上記に該当する支店、営業所、店舗への支払いは、証憑とは別途で札幌市内の当該事業者へ支払ったことが確認できる拳証資料を必ず提出してください。
なお、個人事業主（フリーランスなど）への支払いは、その者が札幌市在住であることを必ず証明してください。
- 4 共同制作者が前項に該当する場合は、共同制作者に支払う経費についても補助対象経費とします。
- 5 宣伝、放映・上映・配信、イベントや展示会への出展、コンテンツの二次利用に係る費用等は対象外とします。

対象となる経費の例

支払先	実際に直接支払った相手	補助対象の可否
札幌市内に本店あり	東京の支店・営業所・店舗	補助対象
札幌市内に本店なし	札幌市内の支店・営業所・店舗	補助対象
札幌市内に本店なし	札幌市外の支店・営業所・店舗	補助対象外

補助対象経費に含まれる税金の扱いと算定基準について①

- 1 **消費税**及び**地方消費税相当分**は補助対象外です。
- 2 請求書等で消費税額が明確に区別できない税込価格から**税抜本体価格を算出する場合は、小数点以下をすべて切り捨て**てください。
- 3 インボイス未登録事業者に対する支払いは、消費税及び地方消費税相当分についての扱いを契約上どのようにしているか示すことのできる書類を必ず提出してください。
- 4 **全額補助対象**の項目は、**消費税**及び**地方消費税相当分を差し引いた全額**を補助交付予定額として記載してください。
- 5 **1/2補助対象**の項目は、**消費税**及び**地方消費税相当分を差し引いた額の1/2の額**を補助交付予定額として記載し、**1,000円未満**の額で**端数が生じた場合は切り捨てて記載**してください。

NG例

- ・消費税及び地方消費税相当分を差し引いていない
- ・1/2補助対象の項目の1,000円未満を切り捨てていない
- ・税込価格から税抜価格を算出する場合に小数点以下を切り捨てていない

【正しい計算例】20,000円（税込）の税抜価格→18,181円（ $20,000 \div 1.1 = 18,181.818$ ）

補助対象経費に含まれる税金の扱いと算定基準について②

- ・税込価格から税抜価格を算出する場合は、小数点以下を切り捨てて記載してください。
- ・1/2補助対象経費は1,000円未満の端数を切り捨てて記載してください。

例

赤枠：税込15,000円の全額補助対象経費から消費税を差し引いた額
 →13,636.363円→小数点以下切り捨てなので申請額は13,636円

黄枠：2,500円の1/2（※道路使用許可申請は非課税）
 →1,250円→1,000円未満の端数は切捨て切り捨てなので申請額は1,000円

経費項目	証憑番号	補助対象経費見積額					補助金交付予定額（税抜）	
		内訳	単価（税抜）	数量	単位	支払金額（税抜）		
施設使用料・許可手数料 （全額補助対象）	1-1-1	大通公園	¥13,636	1	日	¥13,636		
	1-1-2							
	1-1-3							
	1-1-4							
	1-1-5							
	1-1-6							
					小計	¥13,636	全額	¥13,636
施設使用料・許可手数料 （1/2補助対象）	1-2-1	道路使用許可申請	¥2,500	1	か所	¥2,500		
	1-2-2							
	1-2-3							
	1-2-4							
	1-2-5							
	1-2-6							
					小計	¥2,500	1/2	¥1,000

申請時に提出する書類

指定様式（様式1、様式2、様式3）

①

対象事業指定
申請書
(様式1)

②

誓約書兼同意書
(様式2)

③

申請時補助対象
経費内訳書
(様式3)

- ・必ず**令和8年度**の**最新版**を**ダウンロード**してお使いください。
- ・必ず**指定様式**をお使いください。
- ・**交付要綱を熟読**し、目的や趣旨に沿った内容を記載してください。
- ・**押印は不要**です。
- ・提出は**データのみ**で構いません。**原本の提出は不要**です。

事業全体の収支計画書

④

事業全体の
収支計画書

- ・支出の部、収入の部それぞれ詳細に記載してください。
- ・出資に関して確定ではなく見込みの場合、必ずその旨を記載してください。
- ・収支計画書は審査において「事業実行能力」等の項目で参考資料となります。
- ・**押印は不要**です。
- ・**提出はデータのみ**で構いません。

制作・編集スケジュール

⑤

制作・編集
スケジュール

- ・申請時の見込みで構いませんので、可能な限り詳細に記載してください。
- ・審査において「事業実行能力」等の項目で参考資料となります。
- ・**押印は不要**です。
- ・**提出はデータのみ**で構いません。

制作スタッフ一覧

⑥

従事予定の
制作スタッフ一覧

- ・申請時の見込みで構いませんので、可能な限り詳細に記載してください。
- ・審査において「市内産業への寄与」等の項目で参考資料となります。
- ・**押印は不要**です。
- ・**提出はデータのみ**で構いません。

作品の企画書

⑦

作品の企画書

- ・申請時の見込みで構いませんので、可能な限り詳細に記載してください。
- ・審査において「コンテンツカ」「シティプロモーションへの寄与」等の項目で参考資料となります。
- ・**押印は不要**です。
- ・**提出はデータのみ**で構いません。

定款又はこれに類する規約・納税証明書の写し

⑧

申請者の定款
又は
これに類する規約

⑨

市区町村税
及び
消費税・地方消費税
に未納がないことを
証明する納税証明書

- ・納税証明書は必ず**発行から3か月以内**のものをご提出ください。
 - ・原本を**スキャンしたデータ**をご提出ください。
 - ・提出は**データのみ**で構いません。**原本の提出は不要**です。
- ※ただし、状況に応じて原本確認を行う場合があります。

その他書類

⑩

その他理事長が
必要と認める書類

- 様式3の「申請時補助対象経費内訳書」を使用していますか？
- 対象外経費は含まれていませんか？
- 税込価格から税抜価格を算出する場合に、小数点以下を切り捨てていますか？
- 1/2補助対象経費の小計は1,000円未満の端数を切り捨てて記載していますか？
- 謝金は1日50,000円（税抜）になっていますか？
- 宿泊費は1泊15,000円（税抜）以下になっていますか？
- 旅費は片道30,000円（国際線航空賃の場合150,000円）（税抜）以下になっていますか？
- 必要書類は揃っていますか？

公募期間

令和8年 6月 10日（水） ～ 6月 30日（火） 17:00 締め切り ※時間厳守

申請書類・資料等は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団クリエイティブ産業振興課ホームページ（<https://www.screensapporo.jp/project/15843>）からダウンロードしてください。申請書類は期限に余裕を持って提出してください。締め切り時間を過ぎた書類は受理しません。

提出先・問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 プロジェクト推進部 クリエイティブ産業振興課

担当：芳賀（ハガ）

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 札幌市産業振興センター 1F

電話：011-817-5711（平日9:00～12:00、13:00～17:00）

メール：info@screensapporo.jp